

【写】

富最賃専第4号
令和5年8月7日

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明 殿

富山地方最低賃金審議会
富山県最低賃金専門部会
部会長 長尾 治明

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額877円）は令和3年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	◎長尾 治明	○堀岡 和正	両角 良子
労働者代表委員	中野 時夫	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	江下 修	八田 正人

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

別 紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間948円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別 紙 2

富山県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 7 7 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 1 0 月 1 日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
1 8 ～ 1 9 歳 ・ 単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護費（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均
に住宅扶助の実績値を加えた金額（9 2, 8 3 4 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

8 7 7 円（富山県最低賃金）× 1 7 3 . 8（1 箇月平均法定労働時間数）

× 0 . 8 1 6（可処分所得の総所得に対する比率※）＝ 1 2 4, 3 7 7 円

※ 令和 5 年 7 月 1 2 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。

富山県最低賃金専門部会 調査審議経過

第1回 令和5年8月1日(火)

- 1 部会長に長尾委員、同代理に堀岡委員を選出した。
- 2 富山県最低賃金専門部会運営規程を原案のとおり決定した。
- 3 第2回本審で決定した富山県最低賃金審議運営事項について確認した。
- 4 審議日程を原案のとおり確認した。
- 5 参考人の意見聴取について、労使双方とも意見書の提出を行わないことを確認した。
- 6 地域別最低賃金額改定の日安の補足説明として、事務局から、中賃目安小委員会において配布された令和5年賃金改定状況調査結果について説明がなされた。
- 7 労働経済等関係指標の補足説明として、事務局から、県内の春季賃上げ妥結等状況について説明がなされた。
- 8 最低賃金に関する基礎調査結果の補足説明として、事務局から、特性値の推移等について説明がなされた。
- 9 富山県における生活保護費と最低賃金の比較について、事務局から説明がなされた。
- 10 労使各側から基本的主張を行った。
 - (1) 労働者側の主張
 - ① 公益委員及び労使各側がそれぞれの立場で主張し、充実した審議を丁寧に行って、全会一致での結審で改正最低賃金の発効が10月1日となるよう尽力したい。
 - ② 最低賃金制度は社会のセーフティネットであり、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安定を図るという観点をもって審議に臨みたい。
 - ③ 今年の春闘で、労使の交渉により導き出した大きな賃上げの流れを最低賃金の引上げに繋げ、社会全体として賃金の底上げを図っていききたい。
 - ④ 中小・小規模事業者が継続して賃上げしやすいような環境整備に向けた各種の中小企業支援策の活用推進、及び、各種支援策の情報提供体制を一層強化していくことが重要である。
 - (2) 使用者側の主張
 - ① 最低賃金の引上げに反対しているわけではないが、最低賃金制度とは、最低賃金法第1条に規定されているとおり賃金の低廉な労働者に対するセーフティネットであり、賃金引上げや消費の拡大といった政策課題の実現を目的としたものではないことを踏まえて審議を行いたい。
 - ② 最低賃金法第9条には、地域別最低賃金の決定にあたっては、「地域における労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の賃金支払能力」を考慮して定められなければならないと明記されていることについて、関係者が改めて認識するとともに、この三要素をふまえた結果とされている「賃金改定状況調査」の「第4表」を重視した審議を求めたい。
 - ③ 経済を好循環させるために、まずは生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが重要である。
- 11 令和5年8月2日(水)に第2回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

第2回 令和5年8月2日（水）

- 1 事務局から、今年度の最低賃金に関する基礎調査結果に基づき、最低賃金改定によって見込まれる影響率について説明がなされた。
- 2 個別協議を中心に金額等審議を行ったが、労使双方の意見に隔たりがあることから、令和5年8月4日（金）に第3回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

第3回 令和5年8月4日（金）

前回に引き続き、個別協議を中心に金額等審議を行ったが、労使双方の意見に依然として隔たりがあることから、令和5年8月7日（月）に第4回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

第4回 令和5年8月7日（月）

- 1 前回に引き続き個別協議を中心に金額等審議を行ったが、労使双方の意見に依然として隔たりがあり、かつ、歩み寄りも期待できる状況になかったため、公益代表委員の総意として更に調整を重ねても全会一致による結論を得ることが困難であると判断し、公益委員見解及び公益委員案を提示し採決を行った結果、賛成多数で公益委員案のとおり議決された。
- 2 専門部会における決議内容及び審議経過を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文をとりまとめた。